

「受動喫煙に関する施設調査」

(単純集計結果)

1 調査目的

県内の健康増進法第 25 条対象施設における受動喫煙防止対策の実施状況及び受動喫煙防止対策実施上の問題点等を明らかにすることにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策検討の基礎資料とするために実施した。

2 調査内容

- (1) 受動喫煙の認知度
- (2) 健康増進法第 25 条 (受動喫煙の防止) の認知度
- (3) 受動喫煙防止対策の実施状況
 - 受動喫煙防止対策の実施状況
 - 実施理由
 - 実施開始時期
 - 利用者の反応
 - 従業員の反応
 - 実施後の利用者数や売り上げの変化
 - 未実施理由
- (4) 今後の受動喫煙防止対策の実施予定
 - 今後の実施予定
 - 予定している対策内容
 - 対策を予定している理由
 - 今後対策を進める予定がない理由
- (5) 受動喫煙防止を進めるために行政に望むこと

3 調査設計

調査地域	神奈川県全域
調査対象	神奈川県内に所在する健康増進法第 25 条対象施設
標本数	3,000 サンプル
標本抽出方法	「学校基本調査」基本的事項データ、 社会教育施設名簿、 興業場法に基づく許可台帳データ、 N T T 情報開発(株)「タウンページデータベース」、 医療機関名簿及び診療所名簿、 社会福祉施設名簿、 行政機関等ガイドブック、県・市町村職員録、 日本百貨店協会加盟店名簿、 食品衛生法に基づく許可台帳データ、 旅館業法に基づく許可台帳データ等による単純無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	平成 19 年 10 月 17 日 (水) ~ 10 月 31 日 (水)

4 回収結果

(1) 全体の回収結果

設計サンプル数	3,000
有効回収数	1,700
有効回収率	56.7%

(2) 施設別の回収結果

施設	設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
学校	167	149	89.2%
スポーツ施設	200	139	69.5%
博物館・美術館	167	115	68.9%
公民館等集会場	167	112	67.1%
劇場・映画館	132	93	70.5%
ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設	400	138	34.5%
病院・診療所	200	123	61.5%
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	167	129	77.2%
官公庁施設	167	132	79.0%
金融機関	200	140	70.0%
百貨店・デパート	17	15	88.2%
スーパー・小売店	335	162	48.4%
飲食店	431	146	33.9%
ホテル・旅館	250	107	42.8%
合計	3,000	1,700	56.7%

5 結果の集計にあたって

結果数値は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

6 施設詳細

(1) 施設形態

	総 数	(%)		
		独立した建物	一部を・地下街の	無回答
学校	149	99.3	0.7	-
スポーツ施設	139	86.3	8.6	5.0
博物館・美術館	115	88.7	9.6	1.7
公民館等集会場	112	91.1	8.0	0.9
劇場・映画館	93	61.3	37.6	1.1
ゲームセンター等娯楽施設	138	53.6	44.9	1.4
病院・診療所	123	56.1	43.9	-
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	86.8	13.2	-
官公庁施設	132	91.7	7.6	0.8
金融機関	140	75.0	25.0	-
百貨店・デパート	15	66.7	33.3	-
スーパー・小売店	162	70.4	27.8	1.9
飲食店	146	56.8	40.4	2.7
ホテル・旅館	107	93.5	4.7	1.9

(2) 施設規模

	総 数	(%)					無 回 答
		以下50平方メートル	51~100平方メートル	101~300平方メートル	301~1,000平方メートル	1,001平方メートル以上	
学校	149	-	-	1.3	13.4	80.5	4.7
スポーツ施設	139	2.2	12.2	15.1	14.4	51.8	4.3
博物館・美術館	115	3.5	5.2	19.1	17.4	50.4	4.3
公民館等集会場	112	-	0.9	1.8	27.7	66.1	3.6
劇場・映画館	93	1.1	-	5.4	8.6	79.6	5.4
ゲームセンター等娯楽施設	138	10.1	23.2	21.7	21.7	16.7	6.5
病院・診療所	123	10.6	34.1	33.3	8.9	11.4	1.6
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	0.8	3.1	10.1	33.3	46.5	6.2
官公庁施設	132	-	4.5	11.4	21.2	59.8	3.0
金融機関	140	0.7	3.6	26.4	46.4	15.7	7.1
百貨店・デパート	15	-	-	-	-	100.0	-
スーパー・小売店	162	35.2	29.6	21.6	5.6	4.3	3.7
飲食店	146	41.8	29.5	13.0	6.8	5.5	3.4
ホテル・旅館	107	1.9	1.9	15.9	30.8	35.5	14.0

【受動喫煙の認知度】

問 1 あなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。）は「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から1つ選んでください。（ は1つ）

(%)

	総 数	知 っ て い る	知 調 知 っ 査 ら な い は い じ め 今 て 回 の	無 回 答
学校	149	94.6	4.7	0.7
スポーツ施設	139	85.6	14.4	-
博物館・美術館	115	89.6	10.4	-
公民館等集会場	112	97.3	1.8	0.9
劇場・映画館	93	97.8	2.2	-
ゲームセンター等娯楽施設	138	78.3	21.7	-
病院・診療所	123	94.3	5.7	-
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	94.6	5.4	-
官公庁施設	132	99.2	0.8	-
金融機関	140	91.4	8.6	-
百貨店・デパート	15	100.0	-	-
スーパー・小売店	162	72.8	27.2	-
飲食店	146	68.5	29.5	2.1
ホテル・旅館	107	73.8	26.2	-

【健康増進法第25条（受動喫煙の防止）の認知度】

問 2 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

あなたは健康増進法第25条で、学校、病院など多くの人が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と定められていることをご存知ですか。次の中から1つ選んでください。（ は1つ）

(%)

	総 数	知 っ て い る	知 調 知 っ 査 ら な い は い じ め 今 て 回 の	無 回 答
学校	149	91.9	8.1	-
スポーツ施設	139	74.8	24.5	0.7
博物館・美術館	115	79.1	20.0	0.9
公民館等集会場	112	92.9	7.1	-
劇場・映画館	93	95.7	4.3	-
ゲームセンター等娯楽施設	138	38.4	60.1	1.4
病院・診療所	123	81.3	18.7	-
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	82.9	16.3	0.8
官公庁施設	132	96.2	3.8	-
金融機関	140	84.3	15.0	0.7
百貨店・デパート	15	100.0	-	-
スーパー・小売店	162	44.4	54.9	0.6
飲食店	146	41.8	55.5	2.7
ホテル・旅館	107	48.6	50.5	0.9

【受動喫煙防止対策の実施状況】

問 3 貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から1つ選んでください。なお、建物内において、利用者等が使用する部分と専ら従業員が使用する部分とで対策が異なる場合には、主として利用者等が使用する部分の対策をお答えください。(は1つ)

	(%)									
施設名	総数	敷地内を禁煙にしている	建物内を禁煙にしている	禁煙場所を設け、喫煙者が流れるようにしている	喫煙室や喫煙席、喫煙フロアを設け、喫煙者が流れるようにしている	喫煙コーナーや喫煙席を設けているが、喫煙者が流れる	喫煙場所から禁煙場所に流れる	喫煙場所から禁煙場所に流れる	喫煙場所から禁煙場所に流れる	喫煙場所から禁煙場所に流れる
学校	149	57.7	21.5	12.8	4.0	-	1.3	2.7	-	
スポーツ施設	139	10.8	53.2	7.2	10.8	2.2	2.9	12.2	0.7	
博物館・美術館	115	13.0	65.2	7.8	6.1	-	1.7	4.3	1.7	
公民館等集会場	112	0.9	93.8	2.7	1.8	-	-	0.9	-	
劇場・映画館	93	16.1	54.8	11.8	10.8	-	4.3	2.2	-	
ゲームセンター等娯楽施設	138	2.2	4.3	7.2	10.9	1.4	12.3	59.4	2.2	
病院・診療所	123	26.8	55.3	7.3	3.3	-	0.8	4.1	2.4	
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	33.3	35.7	7.8	12.4	0.8	4.7	5.4	-	
官公庁施設	132	5.3	65.9	18.9	5.3	-	3.0	0.8	0.8	
金融機関	140	3.6	49.3	27.1	14.3	-	3.6	2.1	-	
百貨店・デパート	15	-	26.7	33.3	33.3	6.7	-	-	-	
スーパー・小売店	162	9.3	32.7	3.7	7.4	1.2	4.9	37.7	3.1	
飲食店	146	4.8	12.3	4.8	6.8	3.4	4.8	60.3	2.7	
ホテル・旅館	107	0.9	1.9	18.7	30.8	0.9	8.4	37.4	0.9	

(問4から問8は、問3で「1」から「6」(何らかの対策をしている)を答えた施設のみ回答)

問 4 貴施設が対策を実施している主な理由は何ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

	(%)									
施設名	該当数	たとして健康増進法等に基づく管理である等	健康増進法等に基づく管理である等	受動喫煙は健康に影響を及ぼす可能性があるため	利用者から要望があったため	利用者へよりよいサービスを提供するため	従業員から要望があったため	本社などの方針のため	その他	無回答
学校	145	54.5	19.3	2.1	2.8	2.1	10.3	6.9	2.1	
スポーツ施設	121	37.2	20.7	9.9	14.9	-	9.1	5.8	2.5	
博物館・美術館	108	36.1	14.8	2.8	25.0	-	7.4	11.1	2.8	
公民館等集会場	111	67.6	10.8	1.8	3.6	-	15.3	-	0.9	
劇場・映画館	91	60.4	12.1	1.1	9.9	-	13.2	3.3	-	
ゲームセンター等娯楽施設	53	11.3	22.6	7.5	39.6	-	13.2	3.8	1.9	
病院・診療所	115	26.1	55.7	0.9	7.0	0.9	2.6	4.3	2.6	
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	122	39.3	27.0	0.8	11.5	-	10.7	9.0	1.6	
官公庁施設	130	62.3	17.7	0.8	2.3	3.1	10.8	2.3	0.8	
金融機関	137	32.8	15.3	0.7	11.7	4.4	32.8	1.5	0.7	
百貨店・デパート	15	66.7	6.7	6.7	13.3	-	-	-	6.7	
スーパー・小売店	96	11.5	25.0	3.1	18.8	5.2	10.4	14.6	11.5	
飲食店	54	25.9	16.7	3.7	33.3	-	9.3	5.6	5.6	
ホテル・旅館	66	16.7	15.2	6.1	42.4	1.5	10.6	6.1	1.5	

問 5 問3でお答えになった、貴施設の対策は、いつから実施していますか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

	該当数	(%)		
		0(健康増進法から4月以前)から3	1(健康増進法から5月以後)から1	無回答
学校	145	44.1	53.8	2.1
スポーツ施設	121	40.5	57.9	1.7
博物館・美術館	108	57.4	39.8	2.8
公民館等集会場	111	29.7	69.4	0.9
劇場・映画館	91	22.0	78.0	-
ゲームセンター等娯楽施設	53	54.7	41.5	3.8
病院・診療所	115	67.0	31.3	1.7
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	122	46.7	53.3	-
官公庁施設	130	25.4	73.1	1.5
金融機関	137	21.2	75.9	2.9
百貨店・デパート	15	33.3	60.0	6.7
スーパー・小売店	96	60.4	28.1	11.5
飲食店	54	42.6	51.9	5.6
ホテル・旅館	66	34.8	59.1	6.1

問 6 貴施設の対策に対して利用者からは、どのような反応がありますか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

	該当数	(%)					無回答
		肯定的な意見が多い	どちらかというとい	どちらかというとい	否定的な意見が多い	意見はない	
学校	145	60.0	13.8	-	0.7	24.1	1.4
スポーツ施設	121	33.9	29.8	0.8	0.8	33.1	1.7
博物館・美術館	108	28.7	13.0	2.8	-	54.6	0.9
公民館等集会場	111	43.2	17.1	0.9	-	37.8	0.9
劇場・映画館	91	41.8	27.5	5.5	-	25.3	-
ゲームセンター等娯楽施設	53	24.5	30.2	5.7	-	37.7	1.9
病院・診療所	115	39.1	13.9	0.9	-	45.2	0.9
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	122	45.1	13.1	-	1.6	37.7	2.5
官公庁施設	130	39.2	16.9	1.5	-	39.2	3.1
金融機関	137	41.6	22.6	1.5	-	33.6	0.7
百貨店・デパート	15	40.0	53.3	-	-	6.7	-
スーパー・小売店	96	22.9	15.6	2.1	-	54.2	5.2
飲食店	54	33.3	25.9	3.7	1.9	29.6	5.6
ホテル・旅館	66	34.8	27.3	1.5	-	34.8	1.5

問 7 貴施設の対策に対して従業員からは、どのような反応がありますか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

(%)

	該当数	肯定的な意見が多い	どちらかという 肯定的な意見が多い	どちらかという 否定的な意見が多い	否定的な意見が多い	意見はない	無回答
学校	145	62.1	17.2	2.1	-	17.9	0.7
スポーツ施設	121	45.5	22.3	-	0.8	29.8	1.7
博物館・美術館	108	46.3	15.7	1.9	-	35.2	0.9
公民館等集会場	111	56.8	13.5	0.9	-	27.9	0.9
劇場・映画館	91	47.3	22.0	3.3	-	26.4	1.1
ゲームセンター等娯楽施設	53	39.6	17.0	7.5	-	34.0	1.9
病院・診療所	115	50.4	13.0	1.7	0.9	33.0	0.9
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	122	53.3	15.6	3.3	-	26.2	1.6
官公庁施設	130	47.7	26.2	1.5	-	23.8	0.8
金融機関	137	47.4	30.7	-	-	21.2	0.7
百貨店・デパート	15	53.3	40.0	-	-	6.7	-
スーパー・小売店	96	38.5	10.4	1.0	-	43.8	6.3
飲食店	54	46.3	16.7	1.9	1.9	27.8	5.6
ホテル・旅館	66	47.0	21.2	-	1.5	28.8	1.5

問 8 貴施設は対策を実施したことにより、利用者数や売り上げに変化はありましたか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

(%)

	該当数	増加した	減少した	変わらない	わからない	無回答
学校	145	2.1	0.7	61.4	25.5	10.3
スポーツ施設	121	0.8	0.8	80.2	16.5	1.7
博物館・美術館	108	1.9	0.9	58.3	36.1	2.8
公民館等集会場	111	2.7	-	79.3	15.3	2.7
劇場・映画館	91	1.1	-	67.0	30.8	1.1
ゲームセンター等娯楽施設	53	1.9	9.4	60.4	24.5	3.8
病院・診療所	115	0.9	0.9	61.7	33.9	2.6
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	122	-	-	84.4	14.8	0.8
官公庁施設	130	0.8	1.5	67.7	24.6	5.4
金融機関	137	-	-	78.1	21.2	0.7
百貨店・デパート	15	-	-	80.0	20.0	-
スーパー・小売店	96	-	1.0	70.8	20.8	7.3
飲食店	54	-	11.1	59.3	25.9	3.7
ホテル・旅館	66	3.0	3.0	72.7	18.2	3.0

(問3で「7.対策はしていない」と答えた施設のみ回答)

問9 貴施設が対策を実施していない主な理由は何ですか。次の中から1つ選んでください。

(は1つ)

(%)

	該当数	受動喫煙防止は、喫煙者のための問題	喫煙制限すべきではないため	喫煙室などがないため	喫煙室などを設ける費用がないため	利用者から要望がない
学校	4	-	-	-	-	-
スポーツ施設	17	29.4	5.9	5.9	5.9	17.6
博物館・美術館	5	40.0	-	-	-	40.0
公民館等集会場	1	-	-	-	-	100.0
劇場・映画館	2	-	-	50.0	-	-
ゲームセンター等娯楽施設	82	12.2	12.2	14.6	2.4	17.1
病院・診療所	5	20.0	-	-	-	60.0
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	7	14.3	-	28.6	-	-
官公庁施設	1	-	-	100.0	-	-
金融機関	3	-	-	66.7	-	-
百貨店・デパート	-	-	-	-	-	-
スーパー・小売店	61	27.9	3.3	23.0	-	9.8
飲食店	88	6.8	5.7	31.8	2.3	9.1
ホテル・旅館	40	22.5	17.5	20.0	-	27.5

(つづき)

	該当数	従業員から要望がない	利用者が心配であるため	わかし動かないが、喫煙防止の方策	その他	無回答
学校	4	-	-	-	100.0	-
スポーツ施設	17	-	11.8	-	23.5	-
博物館・美術館	5	-	-	20.0	-	-
公民館等集会場	1	-	-	-	-	-
劇場・映画館	2	-	-	50.0	-	-
ゲームセンター等娯楽施設	82	-	23.2	4.9	11.0	2.4
病院・診療所	5	-	-	-	20.0	-
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	7	-	-	-	57.1	-
官公庁施設	1	-	-	-	-	-
金融機関	3	-	-	33.3	-	-
百貨店・デパート	-	-	-	-	-	-
スーパー・小売店	61	1.6	1.6	4.9	26.2	1.6
飲食店	88	-	27.3	1.1	15.9	-
ホテル・旅館	40	-	2.5	-	5.0	5.0

【今後の受動喫煙防止対策の実施予定】

(全ての施設が回答)

問 10 貴施設は受動喫煙防止に向けて、今後対策を進める予定がありますか。(すでに何らかの対策をしている場合は、さらに進める予定があるかをお答えください。)次の中から1つ選んでください。(は1つ)

(%)

	総 数	予 定 が あ る	予 定 が な い	検 討 中	無 回 答
学校	149	15.4	68.5	8.7	7.4
スポーツ施設	139	10.1	72.7	16.5	0.7
博物館・美術館	115	10.4	73.9	11.3	4.3
公民館等集会場	112	3.6	84.8	9.8	1.8
劇場・映画館	93	7.5	67.7	23.7	1.1
ゲームセンター等娯楽施設	138	6.5	65.2	26.8	1.4
病院・診療所	123	15.4	68.3	12.2	4.1
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	14.0	69.0	16.3	0.8
官公庁施設	132	13.6	68.9	16.7	0.8
金融機関	140	8.6	78.6	12.1	0.7
百貨店・デパート	15	26.7	33.3	40.0	-
スーパー・小売店	162	14.2	67.3	15.4	3.1
飲食店	146	10.3	71.9	15.8	2.1
ホテル・旅館	107	12.1	54.2	31.8	1.9

(問 11、問 12 は問 10 で「1. 予定がある」と答えた施設のみ回答)

問 11 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

(%)

該当数	敷地内を禁煙にする	建物内を禁煙にする	喫煙室や喫煙席、喫煙フロアを 設置し、流れ煙場所から煙を 場所に流さないようにする	喫煙コーナーや喫煙席、禁煙席 を設置するが、喫煙場 所を禁煙所に流さないよう な措置	喫煙時間帯など一定の時間帯は 禁煙にする	内容の予定はあるが、 具体的な 検討中である	その他	無回答	
学校	23	60.9	8.7	-	4.3	-	8.7	8.7	8.7
スポーツ施設	14	28.6	21.4	14.3	-	-	35.7	-	-
博物館・美術館	12	33.3	33.3	8.3	-	-	8.3	16.7	-
公民館等集会場	4	50.0	25.0	-	-	-	-	-	25.0
劇場・映画館	7	14.3	28.6	-	-	-	28.6	14.3	14.3
ゲームセンター等娯楽施設	9	11.1	11.1	44.4	-	11.1	11.1	-	11.1
病院・診療所	19	52.6	15.8	5.3	-	-	5.3	21.1	-
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	18	44.4	22.2	5.6	-	-	-	16.7	11.1
官公庁施設	18	33.3	38.9	11.1	-	-	5.6	11.1	-
金融機関	12	8.3	41.7	16.7	-	-	16.7	8.3	8.3
百貨店・デパート	4	-	-	-	-	-	50.0	25.0	25.0
スーパー・小売店	23	21.7	34.8	8.7	-	-	8.7	4.3	21.7
飲食店	15	6.7	26.7	20.0	-	20.0	20.0	-	6.7
ホテル・旅館	13	-	23.1	23.1	7.7	7.7	-	15.4	23.1

問 12 貴施設が対策を予定している主な理由は何ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

	該当数	健康増進法の規定等として実施すべきであるため	受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため	利用者から要望があったため	利用者へよりよいサービスを提供するため	従業員から要望があったため	本社などの方針のため	その他	(%) 無回答
学校	23	52.2	30.4	-	-	-	-	8.7	8.7
スポーツ施設	14	28.6	28.6	14.3	21.4	-	-	7.1	-
博物館・美術館	12	41.7	25.0	-	25.0	-	-	8.3	-
公民館等集会場	4	25.0	50.0	-	25.0	-	-	-	-
劇場・映画館	7	42.9	14.3	-	14.3	-	28.6	-	-
ゲームセンター等娯楽施設	9	22.2	11.1	-	44.4	-	-	-	22.2
病院・診療所	19	57.9	36.8	-	-	-	-	-	5.3
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	18	44.4	27.8	-	16.7	-	-	5.6	5.6
官公庁施設	18	55.6	22.2	-	5.6	-	11.1	5.6	-
金融機関	12	33.3	33.3	-	16.7	8.3	-	-	8.3
百貨店・デパート	4	50.0	25.0	-	25.0	-	-	-	-
スーパー・小売店	23	21.7	34.8	8.7	8.7	8.7	-	4.3	13.0
飲食店	15	13.3	26.7	13.3	33.3	-	6.7	6.7	-
ホテル・旅館	13	-	30.8	23.1	30.8	-	7.7	-	7.7

(問10で「2. 予定がない」と答えた施設のみ回答)

問13 貴施設が対策の予定がない、またはさらに進める予定がない主な理由は何ですか。次の中から1つ選んでください。(は1つ)

	該当数	受動喫煙防止は、喫煙者のマナーの問題であるため	喫煙は嗜好の問題なので制限すべきではないため	喫煙室などを設けるスペースがないため	喫煙室などを設ける費用がないため	利用者から要望がないため
学校	102	4.9	-	4.9	1.0	1.0
スポーツ施設	101	5.9	3.0	5.0	1.0	9.9
博物館・美術館	85	5.9	-	3.5	3.5	3.5
公民館等集会場	95	6.3	-	7.4	3.2	3.2
劇場・映画館	63	1.6	-	9.5	1.6	3.2
ゲームセンター等娯楽施設	90	11.1	7.8	6.7	-	12.2
病院・診療所	84	10.7	-	4.8	-	6.0
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	89	1.1	-	10.1	-	5.6
官公庁施設	91	5.5	1.1	12.1	3.3	-
金融機関	110	5.5	-	9.1	0.9	4.5
百貨店・デパート	5	-	-	40.0	-	-
スーパー・小売店	109	15.6	2.8	14.7	0.9	5.5
飲食店	105	10.5	6.7	22.9	2.9	5.7
ホテル・旅館	58	19.0	6.9	15.5	5.2	15.5

(つづき)

	該当数	従業員から要望がないため	利用者数、売り上げの減少が心配であるため	受動喫煙防止の対策をたいたいが、方法がわからないため	現在の対策で十分だから	その他	無回答
学校	102	1.0	-	-	76.5	10.8	-
スポーツ施設	101	-	1.0	-	59.4	12.9	2.0
博物館・美術館	85	-	-	1.2	68.2	10.6	3.5
公民館等集会場	95	-	-	-	73.7	5.3	1.1
劇場・映画館	63	-	-	-	71.4	9.5	3.2
ゲームセンター等娯楽施設	90	1.1	25.6	3.3	14.4	10.0	7.8
病院・診療所	84	-	-	-	69.0	7.1	2.4
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	89	1.1	-	-	69.7	7.9	4.5
官公庁施設	91	1.1	-	-	71.4	2.2	3.3
金融機関	110	1.8	-	0.9	70.0	4.5	2.7
百貨店・デパート	5	-	-	-	60.0	-	-
スーパー・小売店	109	1.8	0.9	0.9	33.0	17.4	6.4
飲食店	105	-	21.0	1.0	17.1	8.6	3.8
ホテル・旅館	58	-	1.7	-	20.7	12.1	3.4

【受動喫煙防止を進めるために行政に望むこと】

(全ての施設が回答)

問 14 貴施設として、受動喫煙防止を効果的に進めるために行政が取り組むことが望ましいと思う対策はどれですか。次の中から3つまで選んでください。(は3つまで)

	総 数	表 彰 し た 施 設 の 防 止 認 証 や	支 援 の 経 済 的 技 術 的	施 設 の 管 理 者 等 が 実 施 す る 防 止 策	強 化 な ど に よ る 規 制 の	駅 前 な ど の 公 共 の 場 所 の 整 備	(%) 受 動 喫 煙 の 普 及 防 止 を 進 め る た め の
学校	149	8.1	26.8	38.9	28.9	32.9	
スポーツ施設	139	6.5	25.2	34.5	33.8	30.9	
博物館・美術館	115	6.1	26.1	34.8	32.2	40.0	
公民館等集会場	112	8.0	19.6	40.2	30.4	42.9	
劇場・映画館	93	9.7	43.0	31.2	32.3	37.6	
ゲームセンター等娯楽施設	138	9.4	33.3	29.0	30.4	23.2	
病院・診療所	123	10.6	24.4	41.5	40.7	29.3	
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	14.0	28.7	31.8	33.3	42.6	
官公庁施設	132	12.1	28.0	28.0	36.4	52.3	
金融機関	140	10.7	18.6	45.0	51.4	34.3	
百貨店・デパート	15	20.0	53.3	40.0	53.3	40.0	
スーパー・小売店	162	8.0	15.4	42.0	38.9	31.5	
飲食店	146	8.9	23.3	26.7	45.2	21.9	
ホテル・旅館	107	5.6	29.0	38.3	35.5	32.7	

(つづき)

	総 数	の 喫 煙 者 へ の マ ナー 向 上	へ の 禁 煙 支 援	な い 行 政 が 取 り 組 む 必 要 は	そ の 他	無 回 答
学校	149	57.0	12.8	2.7	4.0	3.4
スポーツ施設	139	61.9	8.6	2.9	2.9	2.2
博物館・美術館	115	63.5	7.0	1.7	3.5	5.2
公民館等集会場	112	57.1	5.4	0.9	0.9	3.6
劇場・映画館	93	52.7	8.6	2.2	2.2	4.3
ゲームセンター等娯楽施設	138	48.6	10.1	5.1	6.5	2.9
病院・診療所	123	48.8	18.7	2.4	4.9	2.4
老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	52.7	15.5	2.3	2.3	0.8
官公庁施設	132	68.2	12.1	0.8	0.8	2.3
金融機関	140	48.6	5.0	0.7	-	2.1
百貨店・デパート	15	60.0	-	-	-	-
スーパー・小売店	162	53.1	11.7	3.7	3.7	3.1
飲食店	146	49.3	18.5	5.5	5.5	1.4
ホテル・旅館	107	53.3	8.4	4.7	2.8	3.7